



GLP 投資法人 (3 2 8 1)

2017年8月29日付プレスリリース 「資産の取得に関する売買契約の 締結に関するお知らせ」に関する説明会



新規4物件の取得に関する売買契約の締結を発表

本取組みの概要

2017年8月29日に優先交渉権対象物件¹である4物件(以下「本4物件」)について

- GLPグループから三井住友ファイナンス&リース株式会社(以下「SMFL」)に本4物件の売却契約を締結
- SMFLとGLP投資法人(以下「GLP J-REIT」)との間で本4物件の売買契約を締結



本取組みにより

関東・関西の伝統的な物流プライムエリアに立地する4物件の取得機会を確保



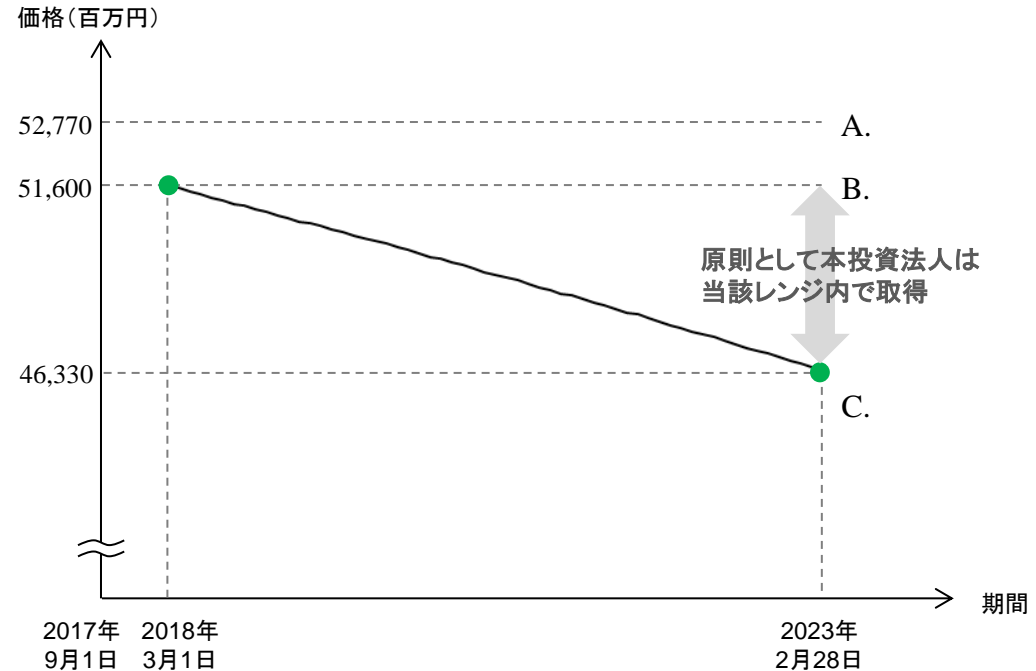
1.「優先交渉権対象物件」とは、物件情報提供契約に基づく優先的な情報提供 (Right of First Look “RoFL”)の対象物件をいう。同契約においては、GLPグループが情報提供対象物件を売却しようとする場合、原則として第三者に対して売却情報の提供その他の売却活動を開始する前に、優先的に資産運用会社に情報提供対象物件の売却に係る情報を提供し、売買の条件について資産運用会社と誠実に協議を行わせることとされている。ただし、GLPグループは、本投資法人に当該物件を売却する義務を負わない。

柔軟な取得機会の確保と取得価格の上限の確定が可能に

SMFLとGLP J-REITの売買契約の内容

取得予定日	2023年2月28日又は 2018年3月1日以降2023年2月28日までの間のGLP J-REITが指定したタイミング
取得予定価格	SMFLがGLPグループから取得する価格（計516億円）又はその価格から一定程度逡減した価格
その他特約	2018年3月1日の翌日以降GLP J-REITによる取得までの間、GLP J-REITは賃料保証型のマスターリース契約を締結

本4物件にかかる
取得予定価格合計の逡減のイメージ図



- A. 平成29年8月20日時点の鑑定評価額
- B. 平成29年9月1日にSMFLがGLPグループから取得する予定価格／GLP投資法人がSMFLから取得する上限価格
- C. 本書の日付現在における各本4物件の賃貸条件が維持されることを前提とした場合のGLP投資法人がSMFLから取得する下限価格